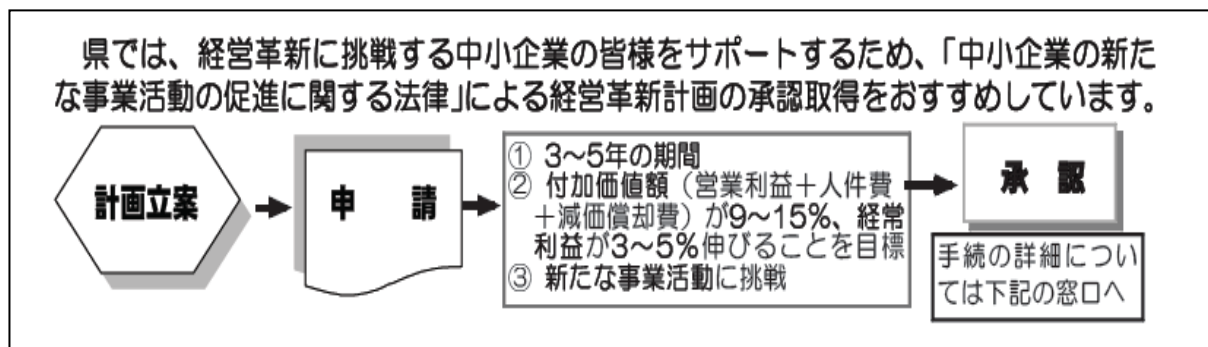


経営革新制度について

1. 「経営革新計画」の概要

「経営革新制度」とは



(埼玉県のホームページから)

(1) 経営革新の定義

「経営革新制度」とは「事業者が、『新事業活動』を行うことで経営の相当程度の向上を図る計画を作成し、都道府県より認定を受けること」。

新事業活動とは、次の4つの新たな取り組みのこと。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

経営の相当程度の向上とは、おおむね3～5年で、次の2つの指標が向上すること。

- ① 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率 **年率3%以上**
- ② 「経常利益」の伸び率が **年率1%以上**

(2) 経営革新計画の承認手順

(ア) 小規模企業であれば、どのような業種であっても経営革新計画を策定し、数値目標を設定した上で計画承認申請書を作成すれば、承認を受けるための申請を行うことができる。申請先は、通常は企業の本社が所在する都道府県

(イ) 都道府県には専門家派遣などの支援制度あり。無料または一部負担

(ウ) 都道府県による経営革新計画の承認の上、申請企業は経営革新計画を実行する

(エ) 都道府県は、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行い、必要な指導・助言をする。

(3) 承認を受けるメリット

承認を受けると金融機関の評価が格段に上がる。また、数々の公的支援ある。

(4) 承認された経営革新計画に対する「主要な支援措置」

- 税の優遇措置 ⇒ 設備投資減税
- 保証・融資の優遇措置 ⇒ 信用保証の特例、政府系金融機関による低利融資制度、高度化融資制度、小規模企業設備資金貸付制度の特例
- 投資・補助金の支援措置 ⇒ ベンチャーファンドからの投資、中小企業投資育成株式会社からの投資、経営革新関係補助金
(都道府県により設けられている場合がある)
- 販路開拓の支援措置 ⇒ 販路開拓コーディネート事業、中小企業総合展
- その他の優遇措置 ⇒ 特許関係料金減免制度

図表 経営革新計画の申請から承認までの流れ

